



府政防第541号  
令和元年10月21日

岩手県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
宮城県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
福島県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
茨城県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
栃木県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
群馬県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
埼玉県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
千葉県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
東京都 災害救助担当主管部（局）長 殿  
神奈川県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
新潟県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
山梨県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
静岡県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
川崎市 災害救助担当主管部（局）長 殿  
相模原市 災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）



令和元年台風第19号に伴う災害におけるインフルエンザの予防接種  
に関する災害救助法の支弁の対象となる範囲について

今般の令和元年台風第19号に伴う災害により、現在、多数の者が避難所生活を余儀なくされているが、冬季が近づき、避難所での生活も長期化する中で、今後、インフルエンザの流行のおそれも考えられるところである。

こうした状況を踏まえ、避難所に避難している者に対するインフルエンザの予防接種に関し、災害救助法の支弁の対象となる範囲等について、下記のとおり取りまとめたので、了知の上、都県においては管内市町村（特別区を含む。）に対し、周知するとともに、適切に対応されたい。

記

1 実施方法

救護班を組織し、避難所に付設する施設において、避難所に避難している者に対して集団で接種の形式で行う場合。

## 2 対象経費

- ① 集団で接種を行う場合（65歳未満の者が対象となる場合を含む）に必要な医師等の報償費及び旅費
- ② 65歳以上の者及び60歳以上64歳以下で心臓、腎臓、呼吸器の機能等に一定の障害を有する者に対する集団で接種に必要なワクチンの購入費及び運搬費  
なお、②に係る者のうち、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の者に対する予防接種経費については、既に地方交付税措置がされていることから、災害救助法による支弁の対象とはならない。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

赤司、浅井、山田

TEL 03-3501-5191